第２章　環境行政の組織

１．環境経済部の機構

昭和45 （1970）年10月、都市整備部環境衛生課に「公害対策係」が発足し、急激に増えつつあった公害問題への取り組みをはじめました。その後、昭和47（1972）年4月、住民部安全対策課に組み入れられ、昭和56（1981）年には機構改革により経済環境部の中に環境保全係と公害対策係からなる環境保全課が設置されました。平成10（1998）年からは、新たに手賀沼担当を加え、手賀沼に係る施策を総合的に推進する「手賀沼課」として生まれ変わっています。

また、平成23（2011)年8月に公害対策担当と兼任する形で発足し、同年11月に単独の部署となった放射能対策室が、平成27（2015)年4月に課内室として再び手賀沼課に編入されました。

令和5（2023年）には、クリーンセンター課の一部が資源循環推進室として手賀沼課に編入され、生活衛生課が新しく設置されたことで、公害対策及び放射能対策室の機能は生活衛生課に組み入れられました。

手賀沼係は、主に手賀沼等の公共用水域の保全、水の館の維持管理などの業務を、環境政策係は、主に環境基本計画の進行管理、地球温暖化対策の推進及び谷津ミュージアムづくり事業を、資源化推進・計画係は、主に資源化施設の整備事業に関することやごみの減量及び資源化の推進に関することなどの業務を、施設管理係は、主にごみの処理施設に関すること、し尿及び浄化槽汚泥処理施設に関することなどの業務を行っています。生活環境係は、主に公害の調査・監視、公害防止対策の計画・立案・指導、公害の苦情処理等の業務及び市の放射能対策全般のとりまとめや調整を行っています。

（令和６年３月 31 日現在）

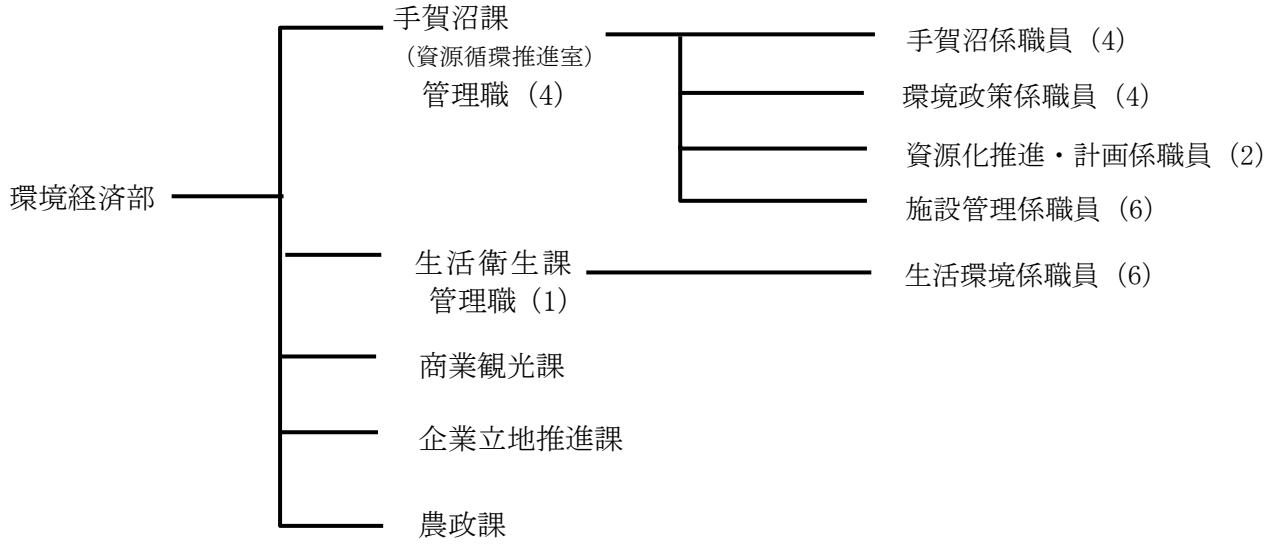

（ ）人員

2．事務分掌

手賀沼課 (資源循環 推進室)	手賀沼係	・手賀沼の水質浄化に関すること。 ・手賀沼に係る施策の総合調整に関すること。 ・公共用水域の水質保全に関すること。 ・ジャパンバードフェスティバルに関すること。 ・手賀沼親水広場(農産物直売所等を除く。)の運営に関すること。 ・環境学習に関すること。
	環境政策係	・環境基本計画の推進に関すること。 ・自然環境の保全に関すること。 ・谷津ミュージアム事業の推進に関すること。 ・愛護動物の適正飼養の啓発・相談に関すること。 ・環境審議会に関すること。 ・地球温暖化対策に関すること。 ・狂犬病予防に関すること。
	資源化推進・ 計画係	・廃棄物行政の基本施策の策定に関すること。 ・廃棄物基本問題調査会に関すること。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく一般廃棄物処理業の許可に関すること。 ・ごみの減量及び資源化の推進に関すること。 ・資源回収委託及び資源の売却に関すること。 ・資源化施設の整備事業に関すること。 ・一般廃棄物処理施設整備等基金に関すること。
	施設管理係	・ごみ処理施設に関すること。 ・ごみの搬入規制及び監視に関すること。 ・ごみ処理の記録、統計及び分析に関すること。 ・ごみの最終処分に関すること。 ・資源価値向上施設及び破砕処理施設に関すること。 ・し尿及び汚泥処理施設に関すること。 ・し尿及び汚泥の搬入規制及び監視に関すること。 ・し尿及び汚泥の記録、統計及び分析に関すること。 ・し尿及び汚泥の最終処分に関すること。 ・高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に関すること。 ・下水道類似施設改修等補助金に関すること。 ・浄化槽の清掃の記録に関すること。 ・し尿収集及び廃棄物処理手数料に関すること。 ・地域処理場に関すること。
生活衛生課	生活環境係	・我孫子市さわやかな環境づくり条例(平成 9 年条例第 14 号)に関すること。 ・不法投棄の防止に関すること。 ・資源回収登録団体に関すること。 ・資源化事業促進奨励金に関すること。 ・一般廃棄物の収集に関すること。 ・集積所の排出指導に関すること。 ・ごみ収集委託に関すること。 ・我孫子市開発行為に関する条例(平成 19 年条例第 25 号)に基づく事前協議に関すること。 ・粗大ごみ手数料に関すること。 ・野生生物の保護及び相談に関すること。 ・専用水道、簡易専用水道及び小規模水道の管理指導に関すること。 ・あき地に繁茂した雑草等の除去に関すること。 ・典型 7 公害(騒音・振動・悪臭・水質汚濁・大気汚染・地盤沈下・土壌汚染)の調査及び防止対策に関すること。 ・典型 7 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。 ・土砂等による埋立て等の規制に関すること。 ・放射能対策に関すること。